

平成 29 年 4 月 11 日

株主各位

東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 濱村 聖一

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 3 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 4 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以上

公告の中断についての追加公告

平成 29 年 4 月 17 日午前 9 時 50 分から午後 4 時 35 分までの間、システム障害のため、公告を中断しました。